

第四十六回国会 大蔵委員会議録

第三十七号

昭和三十一年四月二十四日(金曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 山中 貞則君

理事金子 一平君 理事原田 憲君

理事藤井 勝志君 理事坊 秀男君

理事吉田 重延君 理事有馬 輝武君

理事堀 昌雄君 理事武藤 山治君

天野 公義君 岩動 道行君

大泉 寛三君 押谷 富三君

木村 剛輔君 木村武千代君

小山 省二君 島村 一郎君

砂田 重民君 田澤 吉郎君

谷川 和穂君 濱田 幸雄君

福田 繁芳君 藤枝 泉介君

渡辺美智雄君 小松 幹君

佐藤觀次郎君 田中 武夫君

只松 祐治君 日野 吉夫君

平林 剛君 春日 一幸君

竹本 孫一君

出席國務大臣

大蔵 大臣 田中 角榮君

通商産業大臣 福田 一君

國務 大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員

大蔵政務次官 額田 彌三君

大蔵事務官 澄田 智君

(主計局長) 吉岡 英一君

(理財局長) 大蔵事務官 江守堅太郎君

(管財局長) 大蔵事務官 渡邊 誠君

(為替局長) 委員外の出席者

總理府事務官 長橋 尚君

(經濟企画庁調 整局調整課長)

通商産業事務官 本田 早苗君
(企業局企業第一課長)
専門員 拔井 光三君

四月二十二日

保険業法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一二二二号)(參議院送付)
自家用自動車の一時的輸入に関する通
関条約の実施に伴う関税法等の特例
に関する法律案(内閣提出第一四〇
号)(參議院送付)

同月二十三日
砂糖消費税及び関税の減免等に関する
請願(池田清志君紹介)(第三〇九
号)
元満州国政府等職員期間のある非更
新共済組合員の在職期間通算に關す
る請願外三件(愛知揆一君紹介)(第
三二七号)

同外二件(保科善四郎君紹介)(第三
二八号)
税制改革に関する請願(板川正吾君
紹介)(第三二二九号)

税務職員の待遇改善に関する請願
(只松祐治君紹介)(第三三三〇号)
減税と税制民主化等に関する請願
(堀昌雄君紹介)(第三三三二一號)

戦傷病者の国税等減免に関する請願
(松澤雄蔵君紹介)(第三三三二二號)
同(赤澤正道君紹介)(第三三三三〇号)
同(大坪保雄君紹介)(第三三三三二號)

公衆浴場業に対する所得税、法人税
及び相続税減免に関する請願(鯨岡
兵輔君紹介)(第三二八二二號)

同(四宮久吉君紹介)(第三三三三三號)
同(天野公義君紹介)(第三三三七〇号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

国民金融公庫法の一部を改正する法
律案(内閣提出第四〇号)
国家公務員共済組合法の長期給付に
関する施行法等の一部を改正する法
律案(内閣提出第一二四号)

国有財産法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一二五号)
國際開發協會への加盟に伴う措置に
関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出第一二五〇号)

国家公務員等退職手当法の一部を改
正する法律案(安宅常彦君外九名提
出、衆法第五号)

○山中委員長 これより會議を開きま
す。
国民金融公庫法の一部を改正する法
律案、国家公務員共済組合法の長期給
付に関する施行法等の一部を改正する
法律案、国有財産法の一部を改正する
法律案、國際開發協會への加盟に伴う
措置に関する法律の一部を改正する法
律案及び安宅常彦君外九名提出の国家
公務員等退職手当法の一部を改正する
法律案の各案を一括して議題といたし
ます。

質疑の通告がありますのでこれを許
します。有馬輝武君。

○有馬委員 私は、國際開發協會への
加盟に伴う措置に関する法律の一部を
改正する法律案に關連いたしましたて、
開放經濟下の日本經濟のあり方につい
てどのような観点から現在の状況を
見ていくかという問題につきまして、
經濟企画庁長官並びに通産大臣から二、
三の点について御見解を伺いたいと思
います。

つきましては、昨日の日本經濟新聞
に企画庁長官が日本經濟研究センター
開設を記念されて、二十二日大阪で、
開放經濟と日本經濟の前途と題され
て、國際收支の改善の問題、消費者物
価の値上りの問題等に触れられて演
説をされておられるのでありますが、
新聞で報じられた限りにおきまして
は、現在の問題点を指摘されたにとど
まっておるのを感じられるのであり
ます。もちろんこの問題点に對しまし
て、それなりの政策を用意され、この
御発言があったものと私は理解いたし
ておりますので、そういった観点から
二、三の問題についてお伺いをしたい
と思うのであります。

ここで報じられておりますことは、
いまも申し上げましたように、問題点
だけで、たとえばケネディ・ラウンド
をめぐる貿易関税引き下げ交渉の問題
なりあるいは國際分業の問題等々があ
げられておりますが、これらの問題に
ついて政府はどのような施策を用意し
ておるのだという点についてはっきり
いたしませんので、そういった観点か
らお伺いをいたしたいと思います。

第一の点は、いまだ池田内閣で進
めてこられましたところの高度成長政
策というものが、一応の限界に近ずき
つつあるのではないかと、そういった立
場から新しい環境のもとでの發展を考
える時期に到達したのではないかと
いうような一つの考え方があられるわけであ
ります。こういう点について、二十二
日の御発言のこれらの問題を取り上げ
られた背景について、企画庁長官の考
え方をお聞かせいただきたいと思いま
す。

○宮澤國務大臣 非常に広範なお尋ね
でございますので、適当な部分から最
初にお答えをいたしまして、なおお尋
ねの重点に従いまして、次々お答えを
申し上げたいと思います。

開放經濟体制に入りましたというこ
とは、やはり一つは、通貨の価値維持
を従来以上に大切に考えなければなら
ないということであろうと思います。
また、外貨という面においては、健全
な外貨保有の姿がなければならない
というふうに考えます。そこから考
えてまいりますと、現在の貿易及び貿易外
の收支、あるいは資本取引等も含めま
して、やはりできるだけ輸出を振興す
ることによって、貿易外收支がしば
らくの間赤字になることは避けられな
いわけでございますから、そこまです
るような気持ちで輸出の差額の
黒字を出していく必要がある、こ
ういうことが一点あると思うわけであ
ります。具体的に輸出をいかにして高
めていくかということは、国内及び対

外、いろいろな施策が必要であるといふふうに出ておりますが、結論としてはそのことが大切である。それから、これと高度成長政策との関係で申しますならば、大企業を中心としたところの設備投資というものは、一部にまだやり足りない点がございますけれども、かなり進行した、設備の更新というものが相当大幅になされた。国際競争力を、したがってかなりの程度に持つことができるようになったと考えますけれども、他方で中小企業あるいは農業というところの体質改善は非常に遅れております。したがって、今後の経済政策の運営としては、いたずらに成長の高さを願うよりは、むしろそのような国の内部にあるところの体質の改善ということにより力をそそぐべきではないか。また、公共投資等の面においても考れがございます。そういったような考え方、それによって国の経済全体の生産性をむらなく上げていくような、そういう施策が必要ではないか。また、そのことが、同時に日本経済全体としての国際競争力、輸出を増すこととなる。そういうような考え方、これが一部でございますけれども、背景でございます。

○有馬委員 いまお述べになりました点に関連いたしまして、まず最初にお伺いしたいと存じますことは、少なくとも、高度経済成長下におきまして、日本経済の構造がかわってきたことは事実であります。その構造の変化自体に、私がお尋ねいたしましたところの中小企業なり、あるいは農業なりの問題はありますが、こういった低生産性部門だけに限らないで、い

わば日の当たる部門、こういうところにも、開放経済下におきまして、幾多の問題点を残しておるのではないかと、私はこう思います。この構造変化が、ただ単に数量的な拡大に限らないで、質的な変化を遂げてきた。数量的な面とこの質的な変化の両面からとらえていかなければならないと思うのであります。いずれにいたしましても、その構造の変化が、いままでも温室経済の中にあつての成長であつた。為替管理なり貿易管理の中で進められてまいりましたので、いまも企画庁長官が述べられたところの国際競争力をつけておるかどうかが、この点はいま申し上げました日の当たる分野においても決して対応できるような状況にはなっていないのではないか、私はこのように見るのであります。この点について企画庁長官からお答えをいただきたいと存じます。

○宮澤國務大臣 ただいま御指摘の点に、私は概して異存がございません。私もそう考えます。企業の財務構成が非常にいびつな構成になっておりますし、また、一般的に金利水準が非常に高いといったようなこと、これらのことは、物的な意味での設備の更新がなされておりますにもかかわらず、経営体としては、御指摘のことはを拝借すれば、それらのいわゆる日の当たるところに企業そのものが、決して強い財務的な基礎に立っておるとは申せません。これは私は、御指摘のとおりだと思います。

○有馬委員 まあいわばいわゆる大企業でさえもそういった面を持っておるわけでありまして、それに対して、具体的には競争力をつけるためにどのよう

うな手だてを用意されようとしているのか、この点をお聞かせいただきたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 これはかなり時間をかけなければならぬ問題であると思ひますが、やはり企業がこれほど大きく外部資本にたよつておる、自己の資金でなく、銀行等の借入れにこれだけ大きくたよつておるということは、財務構成の問題として非常に問題であります。ことに金利が高いということから問題でありまして、そればかりではなく、もう一つ私が心配いたしますのは、それによつて企業家が企業家としてのイニシアチブで仕事が非常にしにくくなつてゐる。いわば金融によつて企業家はかなり左右されざるを得ない。ある意味で、したがって、企業を動かすものは企業家自身ではなくして銀行ではないかという点のことまで言われる程度に産業人としてのイニシアチブが發揮しにくくなつてゐるそのこと自身も国の将来に決つてよい影響を及ぼさないうふうな考えますので、その両面からこの事態を直していかねばならぬと思ひますが、これは本来的にやはり相当時間がかかる仕事であると思ひます。起債市場の育成ということ等とも関連がございますけれども、長期的に財務比率を直していくという努力を一緒に考えておるわけでありまして、

○有馬委員 そこで企画庁の事務当局にお伺いをしたいと思うのであります。わが国の産業の中でも製造業の中で、いわゆる重化学工業、この比重が昭和三十年ごろが五〇%であつたものが、三十六年には六三・二%というぐ

あいになりまして、欧米の西独なりあるいは英米なり、あるいは米、こういつたトップ・グループのところまで迫つておりますが、ただ問題は、この六三・二%というのは、西独の六三・八%あるいは英米の六二・六%、米国の六二・五%、こういう点まで迫つておりますけれども、国民総生産に占める比重というものでは、まだ低位にあることは事実であります。しかもこの輸出品の中に占める重化学工業品の比重が、いま経済企画庁長官がおっしゃつたように、施策を進める上において、私たちは一つの基礎として見てまいらなければならぬと思うのであります。数字的に、昨年の重化学工業品の輸出品の中に占める比重についてお聞かせをいただきたいと思うのでございます。

○宮澤國務大臣 ちょっと調査をいたす必要があるかと思ひますので、後ほどお答えをさせていただきますと思ひます。

一言言わせていただきますと、わが国の重化学工業が先進国に近づいておるといふことについて、私自身は、実は重化学工業化というその比率について、ひとつ疑問を持っております。たとえば、全然工業のごいせん国に、重化学工業の工場を一つ建てますと、それで重化学工業化が一〇〇%になつたという数字が出てくるわけでございます。したがつてわが国の重化学工業化率が、相当先進国に近づいておるといふことは、はたしてどれほどのことを意味するかという点に実は私自身で疑問を持っております。

なおお尋ねの数字は、後ほど調べまして申し上げるようになります。

○有馬委員 私は製造業の中で重化学工業がどのようなウェイトを占めるかという立場からお伺いをいたしておるわけでありまして、

○宮澤國務大臣 はなはだ恐縮でございますけれども、通産省と私どもの事務当局で数字を出しまして、後ほど申し上げることになります。

○長橋説明員 ただいまの御質問につきまして、いまよりあえず持ち合わせておりますのは、三十七年の通関実績に占める重化学工業品の比率でございます。重化学工業品といたしまして、化学製品、それから金属及び銅製品、機械、こういう三品目でその比率を出しました場合、四五・五%、こういうウェイトになつております。

○有馬委員 いまの数字でもわかりますように、比率からいいますと、先ほどの六〇%台で、西ドイツなり米國なりに比較いたしますと、その線まではきておりますけれども、その持つ性格というものは、決して米國なりあるいは西独なりに対しまして、優位な立場まで追いついておるといふぐあいには見れないと思ひます。この点に關しまして議論は避けますが、少なくともこの二十二日の企画庁長官のお話の中にもありますように、やはり国際的な分業ということが当然考慮されていかなければ、ここで二十二日に企画庁長官は、新経済五カ年計画ですか、新しい経済政策を用意するといふような点について触れておられますけれども、その目標が定まつてま

いたらないと思ひます。そういった意味で、国際分業というような立場から、目標をどこに置かれるのか、ウェイトをどこに置かれるのか。

この点を企画庁長官からお聞かせいた
だくと同時に、通産大臣からもこの点
についてはあわせてお聞かせをいた
きたいと存じます。

○福田(一) 國務大臣 重化学工業の問
題であります。先ほど来伺ひして
おいて、私も一言お答えをしておき
たいと思つた。日本の重化学工業の
中では、相当程度先進国に近づいたも
のがある。たとえば鉄鋼などを例に
とってみますと、設備においては、も
うアメリカ以上の設備を持つておる。
一番弱いところは何かということ、やは
り資本構成が悪いということ、借金に
よつて仕事をしておるということが
一番悪い。もしこの点をのけたなら
ば、日本の鉄鋼業はどこにも負けない
競争力をいまや持つに至つておるわけ
であります。また石油化学のような、
いわゆる装置産業であつたにしても、
あまりいままでに金を使わないで世界
のトップ・レベルの技術でもつて施設
をしたものは、原料の入手において、
いささかよそよりは劣つておる面があ
ります。原料の入手さえ十分
であるならば、これまた十分に世界に
対抗できるものであると思つてお
ります。もちろんそういう場合におい
ては、いわゆる資本構成の中における
利子の問題等大きい問題があると思
ふのであります。したがつてやり方
いかに、日本の重化学工業は、欧米
の先進国に比して、決して劣らないで
やつていけるということを私は考へて
おります。

すので、この面においてはどうかして
高度化をするというか、他品目ある
は高度技術のものをやるということに
なると同時に、今度は重化学工業の部門
におきましては、やはり技術の開発と
かあるいは資本における構成の問題を
よく考慮していくというやうなことを
やつていけば、まだまだ伸ばし得るの
であり、先進国に決して負けないとこ
ろまでやれると私は考へております。
もちろんこの国にもそれぞれの工業
についていろいろの隘路がある。日本
だけが非常にマイナス面ばかり持つて
おるものとは考へておらないわけであ
ります。

○宮澤國務大臣 ただいまの御質問に
一般的にお答えするとすれば、私は、
やはり重化学工業製品の中でも、付加
価値の高い姿でそれを輸出するとい
うことが一番の問題であらうと思ひま
す。すなわち、鉄鋼製品を輸出するよ
りは、むしろそれが機械になつた形に
おいて、あるいはそれをプラントになつた形
において、またパーツを輸出いたしま
すよりは完成された形において、たと
えば時計のムーブメントだけを売ると
いうやうなことでなく完成された形、
あるいはダイオードを売るといふこと
でなく電子機械としてで上がつた姿
において、そのような付加価値の高い
姿で輸出をしていく、このことが目標
ではなからうかと考へます。

○有馬委員 通産大臣からお話のあり
ました資本構成の問題につきましては
次に伺ひをいたしますけれども、い
ま企画庁長官からお話のありました付
加価値を高めるといふ意味で、企画
でも昭和三十三年度の報告書の中で、
単に工業化率を高めるといふよりも、

高度化という点に重点を置かなければ
いかぬし、そういう意味合いでの産
業構造の変化というものを企図してい
かなければならぬということをうたわ
れておるのであります。これは具
体的にどういふことなんでしょうか。

○宮澤國務大臣 それはちょうどだ
いし申し上げましたように、重化学工
業製品であつても、できるだけ素材に
近い形でなく、完成されたものに近
い形で、すなわち付加価値を国内でで
きただけ高く加えて、そうしてしたが
つて外貨の手取り率も高いわけござ
います。そういう形で高度化、それ
を考へておるわけでございます。

○有馬委員 次に、いまの通産大臣が
御指摘になりました資本構成の問題で
ありますけれども、いわゆる自己資本
の占める比率といふものは、大臣から
も御指摘にありましたように、たと
えば製造業におきまして自己資本の比率を
見ましても、これは国統計提要に
出ておりますが、大体昭和二十九年の
四一％ぐらいをピークにいたしまして、
現在では三〇％台にまで落ちまして、
これがさらに低下傾向にあることは御
承知のとおりであります。問題は、こ
れは各企業が巨額の投資を續けてき
た。投資の点についてはいままでずい
ぶん論議をされてまいりましたので、
問題は高度成長それ自体がこうい
た形、借り入れ資金に高度に依存しな
ければならぬという形に追い込んできた
結果じゃないかと思つております。

私はこの点について当然経済企画庁な
りあるいは通産省なりとしての指導性
というものを發揮されなければならな
かつたと思つておりますが、この点
について具体的に、こういふ自己資

本比率の低下の過程においてどのよう
な指導をしてこられたか、この点につ
いてお聞かせをいただきたいと思ひま
す。

○福田(一) 國務大臣 私は、今日の日
本の経済の成長を今日まで持つてきた
過程におきまして、いわゆる自己資本
比率が非常に少なくなつたといふの
は、やむを得なかつたことである。も
し私たちが自己資本によつていわゆる
技術の導入をはかれば、あるいはま
た工場施設を拡充せよといふならば、
おそろく日本の経済全体の規模の
発展はもう二割も三割もダウンして
おつただらうと思ひます。そのこと自
体が、今度は日本の国民経済全体に与
えていた影響といふものを考へてみま
すと、また世界経済の進展に対して非
常におくれをとつたであらうといふこ
とを考へてみますと、今日までやつ
てきましたいわゆる自己資本によらず
して、しか設備を増強しあるいは技術
の導入をはかつてきたやり方はやむ
を得なかつたところであると思ひま
す。ところが今日に至つてみますと、ある
程度もう設備も大体世界先進国並みの
ものができ、また技術においてもあま
り劣らないものがだんだんできてきて
おります。そうなれば、ここで今度は
資本の構成の問題を真剣に検討して、
そしてその産業にほんとうの基礎をつ
けていく、力をつけていくということ
が今日になつて必要であつたと思つた
のであります。私たちがこゝしてはした
がつてそれは、もちろん自己資本
がたつた一〇％くらいで九〇％は借金
だといふやうなものはないわけじゃあ
りませんが、そういうものは石油など
にはあつたかと思つておりますが、ほ

かものではそれほどひどいものはない。
だから私たちは、そんなにまで極
端なものではなければ、まあまあこれを
そういう意味で押えて成長を促さる
といふやうなことはしてこなかつた、か
ように考へております。

○有馬委員 通産大臣のいまの御答弁
の中に高度成長の一つの一番大きな問
題点が含まれておると思つたのであり
ます。私たちは、結論から申し上げま
すならば、一つのムードはあつたけれ
ども政策はなかつた、このように受け
取つておるわけですか。と言ひます
は、少なくとも開放経済下で借り入れ
金に高度の依存をいたしておるま
と、これは私が申し上げるまでもな
く、金利コスト、資本コストが高く
なつてくる。それでいて国際競争に耐
え得るのだ。先ほども通産大臣からお
答へがありました。私たちがこ
ういふ面が、借り入れ金に依存して
おるという点が、一番大きな日本の企業
の弱さといふものを露呈しておるのじや
ないか、この原因が、設備投資を自己
の力に不応の大きな投資をやつてきた
ところから原因があつた、それが高度
成長によつて刺激されてきた、それが
勢いよく上つていきました。それが
力を弱めるといふ矛盾を露呈してきた
んじゃないか、このように見ておるの
であります。再度通産大臣からお答
えをいただきたいと思ひます。

○福田(一) 國務大臣 私は、こゝでは
ちよつと有馬さんとは意見が違ふので
あります。そういうふうないわゆる外
資を導入したいろいろなやり方はあ
りました。また国内においてい
わゆる社債を募集するとか株式――株式をふ
やすのはまだよかつた。社債その他に

よって仕事を、銀行の借り入れによってやるというふうないろいろなやり方をいたしました。これはやはり日本の産業が開放経済体制に向かう場合に、開放された場合に世界の産業と大刀打ちできるようなところで早く伸びなければならぬ、こういう自然的要求がある。私は、これはもちろん政治の問題もあり、経済全体から見てもどうしてもそれはせざるを得ないのでありまして、一方において、今度は国民経済ということから考えても、できるだけそういう方向に持っていくほうがいいというのはいわゆる池田総理が言われております所得倍増といふ、高度成長の考え方であつたと思うのであります。もし自分の資本の許す範囲内だけで、たとえば自己資本と借り入れ資本は半分半分がいいとかあるいは自己資本のほうが七〇％なければいけないのだという原則にこだわつておつたならば、おそらく日本の経済の成長率はいまの二分の一ぐらいになつたのじゃないか。伸びておらないと思ひます。それは必然的に今日の事態になつてみてたいへんな問題を起したわけでありまして、いままで私たちがそういう政策をとつておつたならば今日日本の経済は開放経済などを迎へることはできなかったでしょう。自由化も何も私はできなかったと思う。借金ではあつたけれども、借り入れたから、そしてここまで設備をしてきたからこれだけのいわゆる開放経済の波に対しても抵抗力がついてゐると思うのであります。でありますから、自己資本が少ないうちにこんなに成長をさせたことは間違ひではないかといふことについては、私は先生とは

ちよつと意見が違ひます。ただそういうような姿になつた現在の姿でどうしたらいいかといふことについては、私は自己資本をできるだけ今後充実する工夫をしなければならぬ。たとえば、これは質問外のことではなはだ恐縮なんです、よく生産性を配分する問題等々がありますが、欧米並みに問題を解決しなければいけません。これはお話がよくあるのではありませんが、私はこういうこともちよつと違ふと思ひます。欧米のように産業自体に力がつき、経済力自体があるところ、日本のようにこんな資本構成を持つておるところでは、こういう生産性の配分の問題等についても、欧米とはよほど変つた考え方を持つことのほうが良識である、こういうふうな思つておるわけでありまして。

○有馬委員 ちよつと私の考え方と違ひといふその大臣のお考え自体に問題があるわけですね。そういう意味から私がお尋ねをしておるのであります。少くとも私は比率の問題を申し上げておるのです。あまりにも高率にすぎるとはいい、それが金利コスト等を高めて、勢い国際競争力を弱める結果になつておるのじゃないか。ほどほどという指導性がその間に発揮されなかつたから問題を起しておるのじゃないか、こういうぐあいにお尋ねをいたしておるわけでありまして。

○福田（一）国務大臣 いまのおことばであれば、その限度をどれぐらいにとめておいたらいいかといふことに帰着しますから、たとえば比率は五〇、五〇、三〇がいいか、六〇、四〇がいいか、七〇、三〇がいいか、いろいろあるでしょう。現在は七〇、三〇といふよう

な比率になつておるでありまして、それが、それ自体は好ましい姿ではないが、それ自身はいいことならば、私は有馬委員の御意見に賛成するものであります。しかし、いままでの間において、それぞれの産業、それぞれの会社等々に例をとつてみますと、もちろん有馬委員の言われるような弊害を起したところもあり、おしなべて、いわゆる大きく考へてみれば、今日のやり方で外資を導入したり、あるいはその他のいろいろなことをやりましたけれども、今日まで育ててきたことがいいのじゃないか、そのほうが正しいのじゃないか、こういう考え方、これは幾らあなたと質問応答しても意見の相違になるのではないかと考へるわけでありまして。

○有馬委員 いずれこの問題については、もう一度機会をあらためて論議をいたしたいと思ひます。

次に、企画庁長官にお伺いをいたしたいと存じますが、とにかく技術革新が行なわれまして生産性が上昇しながら製品価格が下がらなかつた。もちろん、あるものについては低下傾向を見せながらも、あるいは低価格傾向をいふ横ばいの状態が続いてきたところ、高度成長下における物価問題が取り上げられた一番大きな原因があると思ふのであります。問題は、先ほど私はムードはあつたかもしれないけれども政策がなかつたといふ点を御指摘申し上げたのであります。この中で特に管理価格に対して政府が適切な手を打たなかつたという事実は、まぎれもない事実だと思ふのであります。この管理価格について手を触れられなかつた理由と、二十二日にお述べ

べになりました。今度のあの構想の中で管理価格をどのようにとらえていこうとされておるのか、この点についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 設備の更新が相当行なわれながら、なお十分にそれが製品の価格の下落に反映されてこなかつたといふこと、ある程度は反映されておりますけれども、もっと反映されていくべきではないかといふことの理由は、私は幾つかあると思ひます。そのことがいいと申しておるわけではありませんが、分析すれば幾つかの理由があると思ひます。

一つは、先刻申し上げましたように、やはり金利水準がかなり高いといふことであらうと思ひます。それからもう一つは、設備更新の結果、不要になるはずである労働力を、企業としていろいろな事情からそのまま抱いていなければならぬ、これは国全体の施策にも関係がございます。たとえば、いわゆる社会保障制度がもつと高度に発達いたしますならば、企業にそのような過剰の労働力を抱いてもらうことは本来必要がなくなるはずでございますけれども、そこまでわが国の社会保障制度が発達をいたしておりません。したがつてある意味で、企業がこれを代行しておるという形に分析をすればなつておると思ひます。事の善悪を申し上げておるのではございません。そういうことであらうと思ひます。したがつて企業としては片方で資本の負担をして設備の更新をしたが、他方でそれに見合つて整理できるであろうはずの労働力をそのまま持つて抱いておらなければならぬ二重の負担をしておるわけだと思ひますの

で、そこにやはり欧米諸国と比べました場合に一つ問題があるのではなからうか。従来管理価格の指摘について必ずしも十分でなかつたといふことは、私認めていかなければならないと思ひますが、十分に踏み切れませんでした。一つの理由は、やはり輸出価格との関連であつたと思ひます。すなわち、ともすればダンピングといわれるような輸出が行なわれやすかつた、そういう現状において価格がいたずらに競争的に下げられていくことに多少の問題があつた、そういうこととの関連があると思ひます。しかしながら最近になりましてそういう無秩序な輸出が、長い目で見れば決して国にも企業にも得にならないといふことがはつきりしてまいりましたので、この懸念はだいぶ薄らいだものと思ひます。そしてまた消費者物価が高騰を続けるというところから、これについての国民的関心も高くなりました。したがつてこの一、二年はかなり管理価格の問題が国の施策としても取り上げられるようになつてまいりました。この点は、今後とも共同謀議が存在するような管理価格については、もちろんきわめてきびしく公正取引の思想に基づいて指摘をいたしていくべきものと考えております。

○有馬委員 いま管理価格の面について取り上げられるような傾向にあるといふお答えがありましたが、逆に企画庁長官よく御承知のように、新産業体制論というふうな形の中で、むしろ管理価格に対して、いま企画庁長官がおっしゃつたのと反対の方向で動きつつある。これは見のがすわけにいかないと思ふのです。それをどう規

○官澤國務大臣　ただいまお触れになりましたのは、たとえば特定産業振興法などにおける思想を御指摘になったのかと思いますが、これはやはり私は先ほど触れました輸出体制の強化との関連であろうと思います。すなわち自由化に伴いまして、外国からわが国に

企業資本が入ってくるわけでありませうけれども、それに対処して、わが国の企業の体制が非常に脆弱なものについては、その間のいたずらなる過当競争をやめて、わが国の民族資本が民族資本として守れるように、そういうことによって輸出の体制も高めるし、また国内価格の面で生ずるようなロスを少なくしていこう、こういう考えでございますので、このこと自身は企業の間での市場独占、それによるところの管理というようなことを許す思想とは、私は別個の系列に属しておる考え方だ

と思うわけであります。

○有馬委員　私は、その考え方自体が、現在まで日本の企業をして温室経済の中に閉じ込めてきた一番大きな原因じゃないかと思うのです。いまおっしゃったことと、開放経済下においてのとらえ方とは矛盾するのじゃないですか。

○宮澤國務大臣　私どもは、開放経済になりまして、も經營的に國際的な水準で維持していけるような企業というものは、本来民族資本で維持していくのが筋だと考えておりますので、過当競争によってそれが不可能になっておるような特定の業界に対しては、やはりああいったような法案に盛り込ましたというような思想で民族資本を強化していくということは大切なことであろう。こ

○有馬委員　大蔵大臣は簡単におっしゃるのでありますけれども、OECDの加盟条件としまして、証券取得や直接投資につきましては一応の留保条件がついておりますけれども、私が指摘したような傾向というのはますます強くなってきておるわけです。そういう傾向の中で企業が自主的に活動し得る分野というものは、開放経済という一つの目標の中で逆に作用しておるのじゃないか、こう見るのであります。が、その点はどうですか。

非常に大きな市場でありますので、日本に対して担当食指を動かしておるといふような状態であることも事実であります。でありますから、私がいつも申し上げておるとおり、開放経済に向かつて自己資本比率が、戦前六一度のものが三〇になり二五になり、現在二五%を割っておるのです。通産大臣は先ほど三〇と言われましたが、二五%を割っております。現在、自己資本比率は上がる傾向にないわけでありまして、市場においては増資調整を

と、外資を入れることによって提携することによって、それらの技術がストリートに入ってくる、こういうこともありますので、外資問題に対しては一律に論ずるわけにはいかないわけであります。やはりケース・バイ・ケースで、少なくともあなたが指摘したように、企業支配をしたりというよりも、まず問題は中小企業や日本の産業界を混乱に至らしめないような措置は十分にとつてまいりたいし、とていけるというところでございます。

○田中國務大臣 O E C D の問題につ
きましては、いま御指摘のとおり留保
条項をつけております。しかも直接投
資等に対しては必要な交通整理、スク
リーニングを行なうということになっ
ておるわけであります。究極の目的と
すれば、これは外資が入ってもおそろ
しくないというような日本の状態を築
くことが好ましいわけでございます。
それから日本もまた外国にどんどん投

しなければならぬという実情であります。そういうことを考えますと、西ドイツがやったように、民族資本というのに対して相当な政策をやらないうと困る。こういうことで私は資本蓄積に対しては、最も優先的なものとして、税制上考えたいということを言ったのですが、どうもそういうことを税制上やることはよくない、こういう議論があることは、はなはだ遺憾であります。

○有馬委員　大蔵大臣、出発点が違うのですね。私たちがこの資本蓄積に対する税制問題で反対しておるのを取り上げておっしゃったのですが、公平であるべき租税政策というものが、自分たちの高度成長政策のいまままで続けてきた指導性の欠陥のしりぬぐいとして利用されるという点について、私たちは反対しておるわけです。これは公定歩合の問題にいたしましたのもうであ

資ができるような状態になることこそ好ましいわけですが、何ぶんにも戦中、戦後を通じて長いこと温室経済といえますが、鎖国経済の状態にありましたから、いま急速に無制限に外資を入れるということになりますと、経営権の問題、資本支配の問題、また

ます。でありますから、そういう事実を考え、ほんとうに大きな問題として、いまわれわれ民族の将来のためにぶつかっておるのでありますから、やはり政府も勇気を持って自己資本比率を上げなければならない。そうして外国からの外資が入っても驚くに当た

ります。私はこの前日銀総裁にも指摘をいたしたのでありますが、日銀は中立的な立場で山際さんの御判断によってされたのだからと言って済まされるかもしれませんが、問題はお新築口規制なり今度の二厘引き上げというものがタイミングを誤ったという点に

中小企業との問題等が起きますので、これらに対しては、現在のところ支障がないように調整を行なう段階であることは御承知のとおりでございます。外資に対して非常に危険視をする人もありますが、明治初年、鉄道とか電力とかいうものは、みんな外資によったものでありますが、その危険もなかったわけであります。ただ、明治初年や大正時代と違いまして、いまは日本は

らないような事態をつくらなければいけないということを決えず申し上げておるわけでありませう。これは御理解いただけると思います。やはり外資をおそろしがつてばかりおれば、国際競争力にも負けるのです。また外資を入れることによって非常にいいこともあるのです。これはただ外資理論だけでなくて、非常に高いロイアルティーを払って技術導入をやっておりますもの

おいてはこれは大きな問題なんです。それは大蔵大臣だってちゃんと御承知のとおりです。その結果のしわ寄せがどこに来るかという点で私たちは問題にしておるわけなんです。そういう意味で私は先ほどから、現在までの高度成長のあり方というものと、おととい二十二日に宮澤さんが発表されたところの今後の経済の見通しに対して、どのようなとらえ方をしてどのような政

策がそこに用意されておるかという点をききようはお伺いしておるわけなんです。たとえば先ほど企画庁長官がお話になりました労働力の問題にいたしましてもそうでありまして。高度成長によつて雇用の問題が解決されたという簡単なとらえ方というものは現在絶対に許せないと思うのです。中高年齢層の問題がある。不足なのは若年層だけなんです。この問題を今後どのように解決していく用意があるのか、この際企画庁長官からお聞かせをいただきたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 確かにたゞいま不足しておりますのは若年、新規学校卒業者の労働力でありまして、中高年齢層はいまのところ、どちらかというところ余つておるといふ姿であると思ひます。しかしこれは昭和四十一年ころになりますと若年層の労働力が、四十一年をピークにして極端に窮乏をいたしてまいると考えられます。それまでの間にやはり中高年齢層はこれから中高に上つていくような年齢層について、の適当な職業訓練といったようなものはぜひとも欠かしてはならないと思ひますが、いづれにしても四十一年を過ぎますと労働力の絶対量が不足してまいることが明らかでありますので、したがつて技術訓練が進みますのと相俟つて中高年齢層に需要が及ばざるを得ない、現実にはそういう姿になつてくることかならひはつきりいたしておると思ひます。したがつて国の施策としては、それまでにこの中高年齢層に対する新しい職場に對しての必要な職業訓練等をやつていくということが、やはり政策上一番大事なことではないかというふうに考えます。

○有馬委員 具体的にどのような政策を用意されておるのですか。

○宮澤国務大臣 それは御承知の予算にも盛り込んでおりますが、そういう職業の再訓練等の施策でありますとか、あるいはそれらの労働力が移動し得るための住宅の施設でありますとか、そういう方面でございます。

○有馬委員 その点はまたいづれ予算的な面と関連させながらお伺ひしたいと思ひます。

時間参りましたので——私はいま日の当たる産業についての問題点をとらえてまいりましたが、日の当たる産業自体の中においてもこういふいろいろな問題点が存してゐる。ましてや中小企業、農業、こういった低生産性の問題、これについてはまた企画庁長官にお伺ひをいたしたいと思ひます。

最後に大蔵大臣にお伺ひをしておきたいことがあります。それはもうすぐびんとこられるだらうと思ひますが、税制調査会で中山会長から一つの基本構想が出されるやいなや、総理がこれに對して、調査会の活動を基本的に封殺するような発言をされるということ、はきわめて不穏当だと思ふのであります。前には税制調査会がどんな結論を出そうが、私はそれを聞くだけだ。自分分は自分でやるのだというやうな発言をされるながら、今度は逆にあのような発言をされることについて、きわめて遺憾であります。この点に對して大蔵大臣の見解を伺ひたいと思ひます。

○田中中国務大臣 総理大臣がどこでどういふ発言をせられたか、私はよう承知をいたしております。きつと私と総理大臣が一緒に御飯を食べたという事実、それからきょうどんな話があつた、税制調査会の諮問に關しての話をしました、こういうことだけ記者会見で申し上げただけであります。それからいろいろ記事が出ておりますが、その記事を読ませて置つておるのだと思ひます。これは総理が税制調査会を制圧しようとか、また税制調査会にいろいろ干渉しようとか、そういうことを申したのでございませぬ。税制調査会もいよいよ本格的な審議に入るわけですが、内閣総理大臣の諮問機関である税制調査会に對して、一体大蔵省はどう考えておるのか、三十七年に諮問したものでいいのか。大蔵大臣は、総理大臣の諮問機関である税制調査会に對してよく勉強して、遺憾なきを期したまえ、こういうやうな話を、飯を食べながら話しただけでございませぬ。総理大臣が税制調査会を抑えようとか、税制調査会の動きはどうだとか、それに対して意見を述べたということ、これはございませぬ。大いに勉強して、国民にはめらるべき税制をつくれ、よろしゅうございませぬ、こう申し上げただけでありまして、あまり内容はありませぬ。

○有馬委員 いいかげんな答弁をされるのですが、とんでもない話です。よ。各紙とも具体的に税制調査会を出された基本方針を大きくゆがめる発言をしたといふことを報じているわけですね。これは日ごろからの総理なりあるいは大蔵大臣の税制調査会に対するもののお考え方というものが端的にあらわれておるのでありまして、このことは嚴重にこの際抗議をいたしまして、本日の私の質問はこれで終わりたいと思ひます。

○山中委員長 平林剛君。

○平林委員 初め経済企画庁長官にお尋ねします。十二時までに御都合があるそうですから、二、三問題点について端にお尋ねします。

開放経済体制への移行を前にいたしまして、公定歩合の引き上げが実施をされたことについては御承知のとおりでございまして、私どもとしては開放経済体制移行に伴つて、日本経済にまだいろいろな意味で不安を感じておるわけでありまして。そこでこれからの日本経済はどういうことになるのだらうかという点の議論、あるいは側面、分析がしきりに行なわれております。今日までの議論を総合いたしますと、田中大蔵大臣は、言つてみれば短期決戦という考え方で、比較的短期に今日の主として国際収支の面の改善ができると思つておられるやうな発言が繰り返されておるのであります。しかし一方において日銀總裁もこの委員会において、これら問題についての御意見を拝聴いたしますと、三十九年度一ぱいで権衡するかどうか。少なくとも改善に寄与することは期待できるけれども、長期的な展望が必要だといふ趣旨のことを述べられておまして、ある意味におきましては、政府部内におきまして、その観測が、極端ではございませぬけれども、分かれておるやうに思ひます。そこで昨日も参議院の外務委員会、この問題について総理の見解がたゞされたわけにございませぬけれども、経済企画庁長官として、これからの経済見通しについてどういふ御見解を持っておりますか、これをお伺ひしたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 これから数年間のわ

が国の経済を制約いたすであらう要素は、一番大切なものだけ申し上げますと、三つあるだらうと考えております。一つは国際収支でございます。次に消費者物価でございます。第三に労働力の需給関係、この三つであると思ひます。

ただいま今後五年間の中期計画の作業をいたしておりますが、その三つのうちで、最後の労働力の需給関係は、計数的にはこれは既知数と考えてよろしゅうございませぬので、これはあえて、人為的に天井を設けさせなくても、電子計算機に入れる数字は客観的に確定いたします。しかし国際収支については、それは確定いたしません。ことに資本収支が入つてまいりますと、確定のいたしやうがございませぬので、これはある程度人為的に国際収支の赤字がどの程度以上であつてはならないといふことをきめまして、そこに一つシーリング、天井を置く必要があると思ひます。それから消費者物価につきましても、これも人為的に天井を置きませんと、作業ができませんので、消費者物価が年間にどのくらい以上がるといふことは不適當である、その天井を一つ置くかと思つております。二つ天井を置きまして、労働力の需給は既知数でございまして、あと既知数の数式を入れまして、そしてパターンからそれをモデルにいわば食わせまして、成長の幾つかのパターンを出してみよう、こう思つております。したがつてこの作業における主眼は、成長が高ければ高いほどいいというのではなく、それらの二つの制約のもとに、いかなる成長が可能であるか、こういう作業をいたしたいと思つておるのである

た、税制調査会の諮問に關しての話をしました、こういうことだけ記者会見で申し上げただけであります。それからいろいろ記事が出ておりますが、その記事を読ませて置つておるのだと思ひます。これは総理が税制調査会を制圧しようとか、また税制調査会にいろいろ干渉しようとか、そういうことを申したのでございませぬ。税制調査会もいよいよ本格的な審議に入るわけですが、内閣総理大臣の諮問機関である税制調査会に對して、一体大蔵省はどう考えておるのか、三十七年に諮問したものでいいのか。大蔵大臣は、総理大臣の諮問機関である税制調査会に對してよく勉強して、遺憾なきを期したまえ、こういうやうな話を、飯を食べながら話しただけでございませぬ。総理大臣が税制調査会を抑えようとか、税制調査会の動きはどうだとか、それに対して意見を述べたということ、これはございませぬ。大いに勉強して、国民にはめらるべき税制をつくれ、よろしゅうございませぬ、こう申し上げただけでありまして、あまり内容はありませぬ。

○有馬委員 いいかげんな答弁をされるのですが、とんでもない話です。よ。各紙とも具体的に税制調査会を出された基本方針を大きくゆがめる発言をしたといふことを報じているわけですね。これは日ごろからの総理なりあるいは大蔵大臣の税制調査会に対するもののお考え方というものが端的にあらわれておるのでありまして、このことは嚴重にこの際抗議をいたしまして、本日の私の質問はこれで終わりたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 これから数年間のわ

りますが、それはとりもなおさずこれからのわが国の経済に対して、私どもがそういう見方をしておるからでございませう。すなわち、国際収支のいわゆる天井というものが決して高くないという状況は、過去何年かのうちに一つの周期をもって繰り返されております。そのことは今後とも急速に改善される見込みはないと考えなければならぬ。その中で、具体的に、ことに貿易外収支等を中心し、よほど長期にわたって施策をしてまいらなければならぬと思ひます。また消費者物価についても、わが国の経済の二重構造の底辺に当たる部分が、生産性の向上によって改善されません限りは、相当長期的に消費者物価の上昇ということがあると考へますので、これもかなり長期の施策を要する、こういうふうに考へております。

○平林委員 ただいまのお話について、もう少しこまかくお尋ねをしたいと思ひますけれども、時間の余裕がございませぬから、そこでこの国際収支の改善策につきまして、しばってお尋ねをしていきたいと思ひます。

公定歩合の引き上げのあった際に、当時引き上げ無効論という議論もございました。つまりその論拠は、いままでは設備投資や在庫投資が景気過熱の最大の原因であつたけれども、今度の場合はそれと違ふ。だから金融を引き締めただけでは効果がないという議論であつたと聞いておるわけでありませう。また国際収支の赤字の原因について、いまお話しのように、貿易外収支の赤字という点でございまして、いわば構造的なものである。構造的な赤字をつくり出した。こういうひずみをつ

くり出した原因は、先ほど有馬委員も御指摘になっておりましたように、国際的にも国内的にも借金依存の、バランスを失つた成長経済そのものである。もう一つは、海運収支の赤字についても、これを打開するには船をつくれればよいというふうな議論のものでないといふことを、私かつて申し上げたことのあるわけでありませう。とすれば、これからの長期的な展望に立ちましてどこに重点を置くか。たとえばその一つとして、石油類とか鉄鉱石、石炭など、中共とかソ連とか、比較的距離の国との間において輸入し、輸出をするというふうな考へ方、この長期的展望に立つた場合はむしろこれが近道でないかという議論があるわけございませう。これについてあなたの御見解はいかがでしようか。

○宮澤國務大臣 その具体的な問題につきましましては、私はこう考へます。それらの石油あるいは鉄鉱石、石炭などがわが国の産業で使用する程度の品質を持つておらなければならぬと思ひます。次に、コストの面で、それ以外から輸送いたします場合に比べて不利であつてはならないということだと思ひます。それから第三に、この点は大切であると思ひますが、それらの供給が政治的あるいはその他の理由によつて不円滑であつてはならない。つまり、純粋に経済ベースで長期的な供給が可能である、こういうことがなければならぬと思ひます。それだけの条件が満たされるといたしますと、私どもはやはりそういう資源の供給先はできるだけ世界各国に手広く広げて、散らばしておいたほうがいい、そういう考へております。

○平林委員 もう一問お尋ねします。最近問題になっておることは、海運収支の赤字を克服する手段といたしまして、最終的にはここにしばられてくると思ひます。二つの意見があるように聞いておるわけでありませう。それは、海運業に対して安い金利で造船をするための貸し出しをしたり、あるいは助成金を与えて改善をしていくという、船をつくらせてこの海運収支の赤字の改善、長期的には国際収支の安定をはかつていくという考へ方、もう一つは、むしろ輸出を振興して、それに重点を置いて、輸出船に安い金利で輸出信用を与えるという形から持つていくというやり方、このいずれがこれから海運収支の改善をはかる上において効果があるか、どちらが有効であるかというふうな点につきましまして、あなたの御見解はいかがでしようか。

○宮澤國務大臣 その問題は、過般関係の経済関係が集まりまして、第一回の討議をいたしました。引き続き第二回、三回ぐらいの討議をいたしまして結論を出したいと思つております。したがつて、政府として最終的な結論があるわけではございませぬ。私はどう考へておるかというお尋ねでございませうが、やはり船をつくりましただけで海運の問題が解決するものでないことは、御指摘のとおりでございませう。パンカー・オイルあるいは港務経費等々を勘定いたしますと、相当船をつくり、相当積み取り比率を上げまして、なお海運の赤字というものはなかなか解消できない。御承知のとおりでございませう。そういう意味では、船をつくるということは案外に外貨手取り率のよくないものでございませう。これ

は認めなければならぬと思ひます。しかし、つくらなければならぬ赤字幅が拡大したすわけございませう。結局そういうものと覚悟しながらやはりつくっていく。つくれば問題は解決するといふような安易な立場でなく、やはりいろいろ詰めて考へてみて、つくったほうがベターである、こういうことであると思ひます。したがつて、わが国の造船能力が輸出船を多く受注しておりますために、国内船が建造できないというふうなことがなつては相ならないと思ひます。したがつて、国内船も多くつくるべきでございませう。やはりかなり長期に、造船所が計画を立て得る程度に長期的な建造の見通しを与えてやる必要があるでございませう。そして、その余剰の力をもつて輸出船をつくるべく、こういうことに考へていくべきかと私は考へております。

○平林委員 経済企画庁長官はこれでもよろしうございませう。大蔵大臣にお尋ねをいたしますが、金融引き締め政策が最近の事情から見ましてどの程度まで浸透していったん行なわれないかという推測が各方面でかなり行なわれておるわけでありませうけれども、大蔵大臣といたしましては、それをどういうふうな御観望されておられますか。そうしてまた、先ほど例を申し上げますが、短期決戦論者というふうなことでレッテルを張りましたけれども、決してそういうふうなレッテルを張るということではなくて、この金融引き締め政策の本格化によりまして、六月ごろには国際収支改善のきつかけをつくることのできるんじゃないかという御見解をあなたはお持ちでございませう。

たので、そういう点につきまして、はたして六月ごろまでに国際収支におきまして改善させるようなきつかけをつくることのできると思ひます。思つておられるでしようか。

○田中国務大臣 大体そう思つております。

○平林委員 あまり簡単な答弁で、どうも……具体的にはどういふふうに見てそういう御判断をされるのですか。

○田中国務大臣 金融引き締めの状況に對しましては、きのうの午前中に各地方の問題を聞くために地方財務局長会議も開きました。二厘引き上げた後の事態をじつと見ておりますが、比較的にきかないという議論もありませう。また、きいておるといふ議論もあります。これはどういふことかと考へますと、去年金の手当てをしておりまして、一時債務者預金が非常に多いといわれたものが取りくずされてずつときたわけではございませうが、そういう資金の手当てをしておるような企業、また、その下請の代金支払いの状況をずつと調査をしておりますが、九十日の手形が十五日ぐらひ延びておるといふことはございませう。しかし、比較的手形のサイトは延びておらぬといふことであります。中京とか大阪とか、そういう地域別にも十分検討いたしましたわけではございませうが、いままで八割現金で払つておつて、二割手形だったものも、大体それを堅持しておるといふことであります。でありますから、そういう意味では急速にきいておるといふような状態は感じられませぬ。しかし、系列外の中小企業の状態を見てみますと、また、特に倒産をした状況な

を十分見ておきますと、徐々にきいておるといふふうに見られるわけであります。大体その系列企業の十日ないし十五日というものが十五日ないし三十日、こういうふうには延びておるようであります。こまかい問題はいま調べておるわけでございます。

輸出入の問題は、御承知のとおりようやく四月の第二句くらいに入りまして、顕著に輸入は減ってきておる、こういうことでございます。二月、三月一ぱいは十二月のおおりでずつとやはりわれわれ考えておるよりもまだ高い水準でございましたが、四月の第一句になれば相当違うのではないかと思っておるのですが、四月の二句くらいになつてだんだんきいてきておるといふような状態であります。こういう状態で、ずつと通算していろいろ調査をしてみますと、三月三十一日で締めて成長率は御承知のとおり一三％をこす一四、五％というふうな状態でございます。であります。在庫や製品の状態を見て、しかも輸入がおおむね落ちついてきておる、鎮静化しておるといふ徴候がつかめてまいりましたので、当初考えたように六、七月といえは国際収支の状況も安定的に向上の方向に向かうだろうというふうな考えを得るわけであります。いろいろな問題を推定しますと、大体そのような考え方を持っておるわけであります。中には日銀などは九月から第三・四半期に入るといふくらいまで見通したほうがいいというふうな慎重な議論もございします。私たちが何も安易な政治的のどうしようという考えは持っておりません。まじめな立場で考えまして引き締めが比較的に早かつたということ、十二月に

思い切つて輸入がふえたという反動もありまして、大体鎮静に向かつたという考え方に立つておるわけです。

○平林委員 かりに四月ないし五月に国際収支改善のきつかけができたとしても、それは先ほど経済企画庁長官に私お尋ねいたしましたとおり、一時的なものであつて、それがすでに国際収支について安定的な方向に向かうという考えは、私は少し早計ではないかと思つておる。ただ私も当面最も心配しておりますのは、当委員会ではしばしば議論されましたように中小企業の倒産続出が深刻な問題になつておるといふことであります。東京の商工興信所の調査で全国企業倒産状況によりますと、二月で倒産件数が二百三十八件、負債総額で三百五十一億、件数、負債総額とも戦後最高の記録でありました。三月にも倒産二百七十五件、負債額で東京発動機の七十億円を筆頭に負債額一億以上が七十件、負債総額において三百五十五億円と最高の記録をしつておるわけであります。そうなりますと、今後の経済の見通しから見まして、こうした傾向は非常に憂うべき現象でございまして、政府としてもこれに対して慎重な検討と同時に倒産の理由などについていろいろな角度から検討する必要がありますと思つておる。大蔵大臣として今日まで最高の記録を示された各倒産の状況を判断をいたしました、どういふところにそういう理由があつたか判断をされておりますか。

○田中事務大臣 昨年の十月ごろから倒産状況に対してこまかく件別に検討しております。率直に申し上げると、金融引き締めによって倒産をしたという例は、いまのところ私は見出せないというふうな考えております。一つは、非常に過去長いことあふないあふないと言つておつたもの、銀行に対しても銀行別に違つたバランスを出しておつた。そうして資本金が非常に小さくて、大体その二十倍や三十倍ではない、四、五十倍くらいの手形を出しておる。大体どういふ経営をしておるかというところで、私つと自分自身で検討を進めようと思つたのですが、年商が八億門くらいしかないものが、倒産の時点において二十億ないし四十億の手形を持っておる。これはどういふことでもつていままですと移つてきたのか私としてはわからないのです。常識的にもどう考えてもわかりません。そういうものがいままでの中には非常に多い。それから第二の理由は、親企業が倒産をしたために連鎖倒産式なものがございます。こういうものに對しては何かめんどろを見るようにいふことを特に強く各金融機関にも言つております。同時に黒字倒産といふようなもの、連鎖反応によって倒産したもの銀行はなせめんどろを見ないのか、そういうことに対して銀行が主力銀行としていままですと貸し付けておつたものを、一挙に引き揚げれば倒産にいくことはあたりまえですから、そういう原因も十分追及する、こういう態度もつておるわけであります。それからもう一つの問題、このごろから私は十分注意しなければならぬといふのは、いわゆる金融引き締めという実際の影響が出てくるという、先ほども申し上げましたが、そういう考えでありますので、特にきのうの財務局長の会議にはこれから非常にめ

んどなるときであるから、一件ずつ十分めんどろを見るように、こういうことを指示しておるわけでございます。

いままで東京発動機の例も、御承知のとおりもう二年前、三年前から経営権が一門の経営から移つたり、四十年も五十年も長い赤字、そのときからもういろいろなことを言われておつたわけであります。でありますから、そういう金融界や証券界でそこはかとなく問題があるというふうなものや一族だけでもつてやつておるとか、ワンマン経営とか、主力銀行を持たないというふうなもの、私はこまかく勉強しておりますから、いつか機会があれば御提示申し上げてお互いに検討しなければならぬだろう、こう考えておりますが、少なくとも金融引き締めで黒字倒産を起すことというふうなことはないように万全の配慮をいたしておるわけであります。

○平林委員 たいだいまのような分析につきまして、また私もあらためて議論をしたいと思います。ただ最近公定歩合の引き上げなどによって金融の引き締めがあつて一カ月もたたないうちに、ちらほら中小企業の倒産の深刻なことを材料にいたしましてこの緩和論などというのが出ておるようでございます。まずけれども、大蔵大臣はこうした緩和論についてはどういふ御見解をお持ちでございますか。

○田中事務大臣 緩和するとか、引き締めるというべき問題ではございませんで、機に依じて臨機応変な処置をとる、こういうことでございします。またそういう状態で窓口規制を行なつたり、準備率の引き上げを行なつたり、公定歩合の引き上げが行なわれたわけ

でございます。先ほども申し上げましたとおり、一面ききつともあり、同時にどうもきいておらないところもある、こう申し上げたわけでございますから、これらの事情を判断していただければ、少なくとも中小企業の倒産というふうな声に驚いて——事実は私がいま申し上げたとおり、こまかくしききに検討して救済措置もつておるわけでありますから、摩擦がないようにいふ配慮は十分いたしますが、いま引き締めを解除するといふ考え方を持っておるわけではないわけであります。

○平林委員 次に、私は先ほど有馬委員が指摘をいたしました税制調査会に対する政府の干渉について申し上げたいと思つております。税制調査会がすでに総会を開いて、あしたからですかの倒産問題小委員会を皮切りに、昭和四十年以降の長期税制のあり方について本格的審議に入るといふことを聞いておるわけであります。審議の中心は、私も想定いたしましたに、最近の情勢から見ると、一つには所得税の減税は恒久的に最優先し、その重点は控除額の引き上げとか税率の引き下げのいずれに置くか、こういう点に私どもとしては深い関心を寄せておるところであります。また、いわゆる企業減税につきましても、自由貿易体制をたてまして開放経済に移行した一年目だけに、産業界からあるいは政府の筋からいろいろと注文をつけられるだろうといふことを想定をいたしました。それだけにこれまた私ども関心を持たなければならぬと思つています。そしてこれは今後の経済動向によって変化はあるに違ひありませんけれど

論する機会もあると思ひますからこの程度にしておきますが、財政法の立場から見ても問題がございしますので、大蔵大臣としては全般的な見地に立つて検討することを希望しておきます。先ほど税制調査会に対する政府の干渉といひますが、対立といひか、そういう点で第二の問題について少し政府をたしなめておきたいと思ひますのであります。やっぱ税制調査会の大体の空気がいひますか、方向といひのは所得税の減税を最優先にしていふという考え方であることは、これは明らかです。今日までの関係者の御発言はいはその動きから見まして、この方向に向かつていくことは当然国民的要望でもあるし、また今日当然とるべき重点の政策でなければならぬ、こう考えておるのであります。ところが池田総理大臣はテレビの会談のとき、私直接これは見なかったものでありますけれども、中山さんと対談を行なわれたときもしきりに企業減税を強調されております。それから先ほど有馬委員が指摘をされましたように、最近も総理大臣は田中大蔵大臣に対して、企業減税について根本的な検討に入るように誘導すべきであるというふうなことを、あなたに示唆したということが出ておるわけでございます。まことにけしからぬことだと思ひますので、元来こうした問題は税制調査会の答申を待つて政府の態度といふものをきめていく。そのために税制調査会といふものを設けたわけですから、やたらそれを政治的に——これは総裁公選も近いこととございしますから、いろいろな政治的背景があるかもしれせんけれども、けしからぬと思ひます。私

は税制調査会がある以上は、すべてこの国家の税負担全般の問題についてはこの答申を政府は待つ。それにあらゆる資料を提供して、十分全般的な立場から結論を出してらうというふうな態度に出るべきである、こう思ひます。大蔵大臣の御見解はいかがでございます。

○田中 中国務大臣 税制調査会の結論が出るまで政府もあらゆる資料を提供して、税制調査会の検討に資したいという考えはございします。それから税制調査会の答申は毎年これを尊重するという原則でございします。

それから総理大臣が税制調査会を誘導しろ、こういうことを言つたように言われまして、そういう事実がございせん。誘導に乗るような調査会でもございせんから、これは御承知のとおりでございします。

○平林委員 ただ総理大臣が少なくとも企業減税をかなり重視して、それを今度の税制調査会にやろうとする考えがあることだけは、あなたはそばにいてわかつておるでしよう。だけれども、そういうふうな考え方をあらゆる機会に政治的に発言するのはどうかということを私は聞いておるのです。

○田中 中国務大臣 総理大臣は記者会見をしておらぬのであります。私が総理大臣とお会いしたあと、総理と會つて一体どういふ話だった、こういう御質問がありましたから、質問に幾らかお答えをしただけでございします。でありますから、私は総理大臣が、君はしかるべく調査会を誘導しろなんということを言われたなどということは全然申し上げておりません。これは先ほど

の御質問にもお答えしましたとおり、三十七年に内閣総理大臣の諮問機関である調査会に諮問をしておるのであります。これには企業減税の問題も、あらゆる問題を含めて諮問をいたしておるのでございします。税制調査会もいよる本格的な活動に入るといふことを新聞で知つたから、原局である大蔵省は十分勉強しなさい、こういうことでございしますから、よろしくございします。こゝにございします。それは事実でございします。でありますから、あまり総理大臣がいろいろのことを申し上げたことは私はしゃべっておりません。私と総理大臣の間で話をしましたのは、あなたが先ほど申されたことと、所得税減税が重要であることはもう言うまでもないことでございします。また八条国移行にあつて企業減税についてもまた重要な、こういう話も確かにありました。そういう問題はバランスもございしますし、いろいろむずかしい問題でありますので、十分勉強するやうにしようと思ひます。こういうことでありまして、私は中山さんともお会いしております。全然そういう行動に出ておりません。

○平林委員 とにかく私は政府の中に、しかも最高の責任者である内閣総理大臣が税制調査会に対してそういうふうな動きを示すといふこと自体がけしからぬことだと思ひます。特に御

主張のように開放経済体制に移行して、これからは企業と企業とが国のささなく裸で勝負しなければならぬといふときです。このためには相当体質的にも、あるいは経営のあり方についても自力でやつていくといふような心がまえをしなければならぬときです。そういう心がまえがあつて、初めて開放経済下にある企業が世界と勝負できるのです。そういうとき内閣総理大臣や政府の閣僚であるあなたがそういう発言をなさるやうに、私はききう警告しておきます。またその企業を甘やかす、あるいは企業の御都合主義のやうなことを、税制調査会の答申に先立つてやたら索制するといふことは大いに慎まなければならぬ、私はそういうことをきくやうは政府に対して警告をしておきたい。それをもつて私の質問を終わりたいと思ひます。

○山中委員 長 此の際、暫時休憩いたします。

午後零時三十二分休憩

午後一時六分開議

○山中委員 長 休憩前に引き続き會議を開きます。

国有財産法の一部を改正する法律案に對する修正案 国有財産法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。第二十八條第四号の改正に関する部分の次に次のように加える。

第二十九條中「一定の用途に供させる目的をもつて」を削り、同条に次のたし書を加える。ただし、政令で定める場合に該当するときは、この限りでない。附則に第四項として次の一項を加える。4 国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。第六條中「同法第二十九條」を「同法第二十九條本文」に改める。

○山中委員 長 提出者の趣旨説明を求めます。坊秀男君。

○坊秀男 たいだいま議題となりました修正案について提案の趣旨及びその内容を簡単に御説明申し上げます。修正案の案文はお手元にお配りいたしてありますので、朗読は省略させていただきます。

本修正案は、国有財産法一部改正案の審議の過程におきまして、現行規定中に不備な点が指摘されましたので、改正規定を一項目追加しようとするものであります。

すなわち、国有財産法第二十九條及び第三十條におきまして、一定の用途に供させる目的で普通財産の売り払いをする場合には、その買い受け人に対して用途並びにその用途に供しななければならない期日及び期間を指定しなければならぬこととし、かつ買い受け人が指定期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、またはこれをその用途に供した後指定期間内にその用途を廃止したときは、当該財産を所管した各省各庁の長は、その契約を解除することができる旨規定しております。

しかしながら、この規定により普通用途指定を行なわないで普通財産の売り払いをいたしました場合、その買い受け人が当該財産を他に転売して不当に利益を得る等、売り払いの趣旨に著しく反するがごとき行為をいたしまして、所在国は法的に何ら必要な措置をとることができないことになっております。

しかしして普通財産を処分するにあたりまして、財政面に果たす役割りのみならず、民生の安定、国民経済発展のための基盤強化等、社会的、経済的な効用をも強く要請されておりますが、国現下の社会経済情勢にかんがみ、かかる事例の起こり得る余地を放置しておきまことは、国有財産の持つ高度の公共性からして適当でないと考えられますので、この際現行規定を改正し、今後普通財産の売り払いをする場合は、原則的に買い受け人に対し一定の用途に供させることを義務づけることとして、普通財産売り払いの適正を期し、その有効適切な転活用をはかるうとするものであります。

以上が本修正案の提案の趣旨及びその内容であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○山中委員長 これにて修正案の趣旨説明は終わりました。質疑を続けます。武藤山治君。

○武藤委員 ただいま修正案が提出されましたので、それに関連をして確認をしておきたいと思うのであります。一つは、用途指定契約をした場合に、その指定の有効期間、これは一体どう

いうことになっていくのか、それを今回のこの修正に基づいて年限を変える意思があるのかどうか、ひとつ管財局のほうから答弁を伺いたい。

○江守政府委員 用途指定をいたしました際に、現在その期間を指定いたしておりますが、これは譲与の場合は十年、減額売り払いの場合は七年、時価売り払いの場合には五年ということになっております。今回の修正案によりまして国有財産法が改正になります。これと同様の扱いをいたしたいというふうに考えております。

○武藤委員 従来の規定に抜け穴があった場合、時価売り払いの場合、五年というのは少し短過ぎるのではないかと。これをもう少し延長するほうが、中間にブローカーを介する余地を除いたり、あるいは適正な指定が遂行される。そういうような見地からこの五年というのをもう少し延ばすことの検討に対してはどのようなお考えをお持ちですか。

○江守政府委員 用途指定をいたしました際に、この用途指定をいたす期間をどのくらいにするかという問題は、いろいろ検討をいたさなければならぬ問題がございます。五年よりもっと長くしたほうがいいのではないかと。いろいろな御意見も十分わかるのでございませう。ただ何と申ししても、こういった用途指定ということは、個人の、あるいは企業の財産に対します大きな制限でございます。一方において制限をつけなければならぬという事情と、制限を受けた財産を活用する際に、こういった制限が非常に困るという、その両面をよく考えまして、適

当な期間をつける必要があると思うのでございます。したがって、いわば個人の財産権、一般の財産権に対する制限をどの程度までと定めるかという問題をいろいろ慎重に考えておるのでございませう。私どももいたしましては、やはり従来五年といたしておりました点をそのままやっておったほうがいいのではないかと。いうふうに考えます。なお五年と申し上げましたが、これはその用途に供する期間が五年ということでございます。ある工場に売り払ったという場合を想定いたしますと、その工場をまずつくって、それからその仕事をしなければならぬわけでございますが、工場をつくるまでの期間を二年と考えておりました。したがって、それと合わせますとほぼ七年ということになるわけでございます。

○武藤委員 そういふ点を私も協議をいたした際に、各地における国有財産の払い下げをめぐって非常に短い期間に転売がなされておる。あるいは公共団体に払い下げた際に、それを民間に転売をしようとする、こういう例もあるわけでありませう。したがって、この年限の場合には、今回の法律改正を契機にもう一回十分検討して、どういふ場合には五年をもっと延長したほうがいい、あるいはこういふ点の再検討をすべきであると思ひますが、またするやうな考えになっていただけるかどうか、ひとつ局長にもう一回念を押しておきたいと思ひます。

○江守政府委員 御趣旨の線に沿って十分の検討をいたしたいと思ひます。ただ従来の経験から申しますと、やはりこの辺がいいのではないかと。いうことはたまたま考えておりますが、十分検討いたしまして善処したいと思ひます。

○武藤委員 それからもう一つ、この政令事項で用途指定をしない場合の具体例をずっと記載されておるわけでありませう。その前段のほうはしごくけっこうだと思ひますが、七項目にある現況時価の二割以上の有益費を投じ、かつ原価額の五割以上当該土地建物の時価を騰貴させたものに對しては、この場合には用途指定をつけない、こういうことになっておるようでありませう。どうもこういう場合には用途指定をつけなくてもいいという積極的な意義がよく理解できないのであります。が、具体的によく御説明を願ひたいと思ひのであります。

○江守政府委員 その売ろうといたします国有財産につきまして、その維持あるいは管理等について相当の有益費を投じた、そういったためにそのものの値段も非常に上がったというものが、やはり売ったあとでその処分について一定期間こういう目的に使わなければならぬという制限をつけますことは、やはり少し糧當を欠く面があるのじゃないかというところで、従来ともこういう扱いをしておるわけでございます。この国会のほうでの修正案を御提案になるということがございました。が、昨日でございます。きのう一日いろいろ政令ではまずというものはどうするかという点を考えたのでございませう。その際、従来の扱いで、まずはおつたものというやうなもので要当なものと思ひのは大体この政令で残そ

うという方向で考えまして、考えておるのであります。今後こういったものの運用によつても御指摘のような非常な場合には起こりませうというふうな場合が起りましたらまたあらためて検討したいと思ひます。

○山中委員長 関連質問を許します。堀田雄君。

○堀田委員 実はここに書いてあることは二割の有益費を入れてやる、そのことはその使用している者の都合だと思ひます。何もその土地の価格あるいは建物の価格を上げるために、評価を上げたのではないで、使用している者の便宜上、自分の使用している目的にかうするために何らかのそこに措置をしたのであつて、だからその売り払いのときにその二割のものについては控除するといふ、その点については私は問題がない。しかしそれによつて五割以上の評価が上がることは、それはまた五割以上の評価の上がり方に問題がある。その二割以上の有益費を投じたことによつて上がったのはたしてどれだけであつて、自然的な条件のためにどれだけ上がったのであるかというところは、きわめて判断は困難な問題もある。特に前段の借りてゐる者の都合によつてそうしていること、それだけが理由になつてあつては用途指定ができないのだというの、これは立場を変えてみるならば、一旦貸した以上は用途指定ができないと同然になるじゃないか。そういう政令の規定があれば何らかのあれを必ずします。そこに二割以上の費用をかけたものは用途指定が自動的にはずれるのだという裏側の措置に道を開くことになる可能性

がある。だからそのことは国として必要だからその使用者にそれをこういうことをしてくれといったのならこれは話は別だけれども、使用者が自分の使用目的のために自己の利益に基づいて行なっていることについて、それは用途目的を指定するのはおかしいのだという点にはならないのだ。だからその点については、この問題はそれのことと用途指定の問題は別個であります。その中に書かれてある二割のものを差し引いて、金を投じたものという問題については、金を投じたものはそのままといい、その分は差し引いてやってもいい。その内容はいいけれども、しかし用途指定からははずすという点にはならぬのではないか。この点はどうでしょう。

○江守政府委員 有益費の問題は、これを売り出す際に本来ならばこれを控除してお売りしなければならぬわけですが、この際はこれを控除しないで時価のまま売るということでございすので、国にとって非常に有利な売り払いになるわけでありす。したがって反射的な利益と申しますと申し過ぎるかも知れませんが、まあまあ用途指定はつけなくていいかと思ひます。それから土地の値上がりその他が五割以上になったという場合に、その貢献の度合いがはたしてその本人のいろいろな事情に基づくものなのか、周囲の土地の値上がりその他の事情によってくるものなのか、これはいろいろ個々の問題によって、一つ一つの事例によって異なってくるわけでありす。私どものいままでの行政の経験から申しましてこの程度くらいのもものではよろうというところで、従来からこの通達

によってやっておたわけでございます。この点はたして、それで十分いかどうかという点については、今後とも十分検討いたしたいと思ひますが、差しあたり、はずすというものの中からは、従来ともこういう扱いをしておりましたので、この際はすしておきたいというところでございす。

○堀委員 いや、私はいまの、従来からやっていたからという点は一つ理由としてあると思うのですが、この修正の目的というものは、要するに、いまのようにもし借りてゐるものが、その何の問題を設定して、有益費を二割投ずることによって用途指定からはするのだという点の効果を私は見てゐるわけである。だから、有益費をそういうことにすることに、ともかくこれは国の必要に応じてやるのだということなら、これはもう用途指定を免除してやってもいいと思ふんです。こちらからの理由で向こうが金の負担から何かしらしているものについて、それを払い下げたときにそうするのはおかしいと思うのですが、向こうの都合でかつてにやっていると申すことならば、今後とも用途指定をはずしてもらうという意図を持つならば、これをルールを拡大解釈していけば、借りてゐるやつがほとんどそこであるいろいろなことをやったら、結局その用途指定がはずれてしまふ。そうすると今度の修正の意図とやや食い違ひが生ずるのではないかとこの感じがしますから、だからその点を取り上げてゐるわけですが、せうかくこういう修正をするなら、修正の意思というものがやはり十分生かされて、抜け道はやはりふさいでおかなければいけないのじゃないか。抜け道を

ふさぐとして今度の修正が出てゐるのに、さらに依然としてその中にその抜け道を残しておくと、私は今度の修正の意義が筋が通つてこないのじゃないかという感じがするもので、いま伺つたわけですが、だから、いまの場合、非常に急な場合だからこれまでまでの政令におけるものは一応そのまま当面は置いておくけれども、しかしいまのような論議の結果として、もう一ぺん再検討が行なわれるというのなら、私は何もきょうすぐこれを取り除けという点にこだわらなくてもいいかと思ふ。この修正の意図というものはやはり政令との関係において生きてこないと、修正案で水の漏れないようにしようと思つたら、依然として水の漏る穴があったというのでは困るということな

○江守政府委員 ただいま考えておりますのは、まだ政令の案の段階でございまして、政令をつくらすまでには各省とも相談しなければなりません。いま私も検討しておりますのは大蔵省関係だけのことでございまして、特別会計などについても十分検討いたさなければなりません。したがって、政令の内容そのものにつきましてもまだこれから十分検討を要する問題がたつきさんございまして、御指摘のいまの問題は、従来非常にケースが少なかつたようでございます。したがって、いましめて、今度の政令に載せるかどうか、政令に載せまして原則からはすすかどうかという点について十分検討させていただきます。

員がおつしやいましたけれども、使用、収益を上げるために、あるいは自己の使用目的をかなえるために投下したという場合は、すでに使用者はその利益を受けるのですから、自分で投下したものをね。そういう場合を一括にこの規定に当てはまるようにしないので、さらに細分化するとか、何かそういう検討を十分するという点を約束していただつて、私は質問を終わりたいと思ひますが、いかがですか。

○江守政府委員 御趣旨に従つて十分検討をいたします。

○武藤委員 終わります。

○山中委員長 ただいま議題となつております各案中、国有財産法の一部を改正する法律案及び同案に対する修正案並びに国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案の各案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○山中委員長 これより討論に入りま

通告があるので、これを許します。

武藤山治君。

○武藤委員 ただいま議題になりました国有財産法の一部を改正する法律案並びに国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、二法案に対しまして、日本社会党を代表して反対の意思を表明いたしましたと存じます。

今回の改正の、その内容そのものにはさほど私たちの反対をする具体的な条文はないのでありますが、御承知のように私どもは国会審議の案件というものが減つたり、あるいは承認事項と

いうものが減らされていくという傾向は好ましくありません。かつての輸出入銀行法の改正やその他、出資金を、決議事項で一切国会の議決を必要としないという改正の際に、社会党は反対をいたしております。その趣旨は、国会はあくまでも最高の議決機関であり、国民の意思をいかにここに集中的に表現をして検討するという場でありすから、国会の議決事項というものが減るような傾向は、わが党としてはとらざるところであります。したがって、今回公園もしくは広場、公共用財産、これらの取得の場合、あるいは減少の場合に、従来三百万円であつたものを三千万円に引き上げる、三千万円であつた一年間の合計額を三億円に引き上げる、こういう単価を引き上げることに

よつて国会審議にかかる案件が減らされていく、あるいは審議の機会というものが減少していく、こういう傾向は好ましくないと私たちは判断をいたすのであります。さうな理由から本国有財産法の一部を改正する法律案に反対を表明いたします。

国際開発協会への加盟に伴う措置に關連いたしましては、すでに本会議においては各委員会において議論をされておりますとおり、いま政府はわが国が世界の一等国になる、あるいは先進国になるという宣伝のもとに、外貨の非常な減少の時点、あるいは金融の非常に困難な、情勢を乱すような経済情勢の段階で、これら先進国のクラブに入るといふことは、私どもとしては時期尚早であり、さらに対岸貿易である中国や朝鮮、共産圏等の關係といふものを、私たちが将来へ展望を持つときに非常な憂慮をせざるを得ない問題が含

まされておる。私たちは積極中立的な立場から、共産圏国家ともあるいは資本主義国家とも平等互恵のもとに親善友好の経済外交を進めろというのが私たちの主張でありますから、私たちはかような資本主義グループに日本が即座に加盟するという今日の傾向に対しては、賛成をするわけにいかないというのが反対の理由であります。

以上簡単であります。二法案に對しまして、社会党を代表しての反対の討論にかえたいと思います。(拍手)

なおこの際国有財産法の一部を、議員提出によりまして修正をいたす案が出ておりますが、これに對しましては国有財産が、中間に介入するブローカーやあるいは買受け人の悪意によって、これが悪用されないように保障するための改正であります。これは本委員会の山中委員長鋭敏なる判断によつて、即座に改正が通過する運びになったことは、社会党として賛成の意を表したいと思ひます。(拍手)

○山中委員長 竹本孫一君。

○竹本委員 たいだいま議題となりまして国有財産法の一部を改正する法律案に對し、私は民主社会党を代表いたしまして賛成の意見を表明せんとするものであります。(拍手)

最近の経済事情に顧みまして、国有財産の管理、処分はきわめて重要な意義を有するものであります。特に最近の土地価格の急激なる上昇により、今後は一そうその重要性を加えていくものと思ひます。たとえば、国有財産の総額三兆四千九百九十三億円のうちに、土地は二・一%を占め、七千二百十四億圓に達し、その面積もわが國の総面積の四分の一にも相当いたして

おります。都市においては、最近の急速な發展と市街地の整備に即應して庁舎などの集約化や立体化が進められ、行政財産の使用の一そうの効率化、配置の適正化が特に要請されておるわけでありま。

また、道路、河川、海浜地、公園、港湾等の公共用地につきましては、従来その管理が比較的ルーズであつたよう見受けま。現状を必ずしも正確に把握してないきらいがあつたと思ひますが、公共の共同利用と私的利益の調整をはかるなど、管理体制の整備がこの際必要であらうと思ひます。

いづれにいたしましても、こうした膨大な国有財産をかかえて、台帳の整備が、なおほなほだ不完全であるということは、特に遺憾な点でありまして、もはや戦後ではないという段階でございまして、早急に台帳を整備して、正確な実態の把握ができることを急がれるように希望いたしたいと思ひます。

今回の改正案は、国有財産の管理や処分の適正化と、その運営の円滑化をはかる上から、おおむね妥当なものと認めま。もちろん国会の審議権を輕視する方向につながるものであつてはなりませんし、また今後の国有財産の行政は、従来のしきたりにとらわれることなく、新しい時代の新しい要請に應ずる合理的な管理、処分の方式を打ち立てまして、普通財産の処理を計画的に、また社会的考慮をもつて行なうとともに、行政財産につきましても、大蔵大臣の統轄権を積極的に推し進めて、効率的利用を促進し、国有地の最も能率的な活用をはかられたいと思ひ

のであります。

また、修正案につきましては、先ほど来お話のありましたように、従来国有財産を買受け、それを短期間で転売して、不当な利益をむきよつておる例もあつたので、この買受け人に対して適切な措置を講ぜんとするものでありますので、きわめて妥当な措置だと存じま。

以上申し述べました理由によりまして、私は、国有財産法の一部を改正する法律案並びにその修正案に賛成をいたしたいと思ひます。

次に、國際開發協會への加盟に伴う措置に關する法律の一部を改正する法律案に對しまして、賛成の意見を申し述べたいと思ひます。

低開發國の人口は世界の人口の七〇%を占めておりながら、総生産においては、わずかに二割程度にすぎません。その農業生産性もきわめて低く、特に三十六年から三十七年にかけての不作は、低開發國の經濟に大きな打撃を与えております。また鉱工業生産の伸び率も、一九六一年の九・二%に比べて、六二年は六・二%に低下をいたしてあります。また最近の一次産品の高騰で、低開發國の輸出は一時的には好転をいたしましたが、長期的には對外債務の増大などで、國際収支の見通しは、むしろ悲觀的要素を多く含んでおるのであります。

自由主義工業國の政府ベースの援助は、五六年の三十二億ドルから六二年は六十億ドルと約二倍になつておりますけれども、民間ベースの援助は大体二十四億ドル程度で、五六年から横ばいになつておるような状態で、特に民間投資に停滯傾向が見られるわけであ

ります。

総じて先進國と低開發國との經濟發展の開きは最近ではむしろ拡大する傾向を増し、低開發國からは援助量の増大と援助条件の緩和を求める声が強くなつてあります。

低開發國に對する援助を二國間援助と國際機關を通じての援助とに分けて考えますと、二國間援助が全体の約九〇%近くを占めておりますが、これは、たとえば歐洲諸國においてはアフリカを中心に、米國は中南米に、わが國は東南アジア、こういうふうな政治的、經濟的、歴史的な結びつきの深い關係の地域に集中することはまことにやむを得ないところでありますけれども、今後は國際機關を通ずる援助を一そう活発にすることがむしろ必要であらうと思ひます。これによつてひもつき援助の弊害も除去されるのでありまして、今回提案の國際開發協會への追加出資も、こうした意味において意義のあるものと信ずるのであります。

かくて、世界經濟の調和のとれた發展をはかるためには、低開發國自身の努力はもちろん必要でありましようけれども、それとともに先進國の強力な援助が一段と必要となつてくるのでありまして、私は、この観点から、本案に對しても賛成をいたすものであります。

以上であります。(拍手)
○山中委員長 これにて討論は終局いたしました。

続いて順次採決に入ります。

まず、国有財産法の一部を改正する法律案及び同案に對する修正案について採決いたします。

まず、坊秀男君外二十三名提出の修正案について採決いたします。

おはかりいたします。本修正案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山中委員長 御異議なしと認めま

す。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いた原案につき採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

○山中委員長 起立多数。よつて、本案は修正議決いたしました。

次に、國際開發協會への加盟に伴う措置に關する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

○山中委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました両法律案に關する委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山中委員長 御異議なしと認めま

す。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山中委員長 次会は、来たる二十八日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後一時三十七分散會

昭和三十九年五月六日印刷

昭和三十九年五月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局